

日本遺産鞆の浦構成文化財活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本遺産に認定を受けた鞆における構成文化財を活用したまちづくりを通して、町内及び市内の活性化を実現するために実施される事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内において、日本遺産鞆の浦構成文化財活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1に掲げる日本遺産鞆の浦の構成文化財のうち1件以上を選択し、その種別や特性を利用し、歴史・文化の維持継承につながる活用事業の実施に係る経費（以下「補助対象経費」という。）を対象とする。

2 前項における補助の内容、補助率及び上限額は、別表2のとおりとする。

3 補助事業の実施期間は、補助を受けようとするもの（以下「補助事業者」という。）が本事業の決定を受けた日から、当該年度の3月末までの間とする。

ただし、事業の性質上当該年度内での事業の実施が困難であると協議会会長が認める場合は、このかぎりでない。

(補助事業の公開)

第3条 補助事業の事業内容については、原則、公開を行うものとする。

ただし、公益上公開を行うことが適当でないと協議会会長がみとめるときは、公開を行わないことができる。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して鞆の浦魅力発信協議会会長（以下「協議会会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 理由書
- (4) その他協議会が必要と認めた書類

(補助金の交付の決定)

第5条 前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、協議会会長はこれを審

査の上、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を決定するものとする。

2 前項の審査に際して、協議会会長は日本遺産福山・鞆の浦の企画実施に係る地域の意見を聞き参考とすることができるものとする。

3 協議会会長は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）補助事業の内容又は予算の変更（予算の２０％までの変更を除く。）をしようとするときは、協議会会長の承認を受けること。

（２）補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、協議会会長の承認を受けること。

（３）補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするときは、協議会会長の承認を受けること。

（４）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに協議会会長に報告し、その指示を受けること。

（５）この補助金は、交付決定した事業費以外に使用しないこと。

（６）規則の規定を遵守すること。

4 協議会会長は、交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書により、当該交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を申請した者に通知しなければならない。

5 協議会会長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに不交付決定通知書により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から２０日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（事業着手届等）

第7条 補助金交付の決定を受けて、第三者と請負契約又は委任契約若しくは準委任契約を締結し実施する事業（以下「委託事業」という。）を行う場合、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、その着手後直ちに事業着手届により、完成後直ちに事業完了届及び事業完了確認書の写しにより、協議会会長に届け出なければならない。

(補助事業の遂行の命令)

第8条 協議会会長は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずることができる。

(事業計画の変更)

第9条 補助事業者は、第5条第4項の規定による交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事業計画変更承認申請書に第4条第1号から第4号のうち変更に係る書類を添付して協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は予算の変更（予算の20%までの変更を除く）をしようとするとき。

(2) 補助事業を廃止しようとするとき。

(3) 補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかにその原因及びこれの対する措置を協議会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 協議会会長は、第1項の規定による事業計画変更承認申請書の提出があった場合には、これを審査の上、適当と認めるものについては、交付の決定の内容を変更することができる。

4 協議会会長は、前項の規定による交付決定の内容を変更したときは、補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末のいずれか早い日までに、事業報告書に次に掲げる書類を添付し、協議会会長に提出しなければならない。ただし、協議会会長が必要と認めるときは、提出期限を別に定めることができる。

(1) 収支決算書

(2) 領収書等の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し

(3) 事業を実施したことが確認できるカラー写真

(4) 事業を委託業務により実施した場合には、委託業者からの事業完了届及び事業完了確認書の写し

(補助金の交付)

- 第11条 協議会会長は、前条の規定により事業報告書等が提出された場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により協議会会長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

- 第12条 協議会会長は、前条第1項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業者に対し、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 2 第10条本文の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消し)

- 第13条 協議会会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
 - (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (3) 本要綱に定める申請や報告において虚偽や文書の偽造等があったとき。
 - (4) 第8条及び前条第1項の規定による命令に違反したとき
 - (5) 第10条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
 - (6) 第16条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書若しくは偽造の物件を提出し、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規程による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (7) 補助事業に係る支出額が、予算に比し、著しく減少したとき。
 - (8) 補助事業を中止し、又は協議会会長において補助事業の遂行の見込みがないと認めたとき。
 - (9) 補助金の額に比し、著しく過大な余剰金が生じたとき。
 - (10) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。
- 2 協議会会長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 協議会会長は、第9条第3項の規定により交付決定の内容を変更した場合又は前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 協議会会長は、第11条第1項に規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付け)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

- 第16条 協議会会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関する報告を求め、若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその指定する事務局職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする事務局職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(書類の様式)

- 第17条 第4条の補助金交付申請書その他この要綱に規定する書類は、協議会会長が別に定める様式による。

(事務処理)

- 第18条 協議会会長は、この要綱の実施に必要な手続きの処理について、日本遺産事務局に実施させることができる。

(雑則)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）5月30日から施行する。

別表 1 日本遺産鞆の浦構成文化財一覧

NO	構成文化財名
1	常夜燈
2	雁木
3	波止
4	船番所跡
5	福山市鞆町重要伝統的建造物群保存地区
6	太田家住宅
7	太田家住宅朝宗亭
8	いろは丸展示館
9	鞆の津の商家
1 0	沼名前神社能舞台
1 1	沼名前神社の石造物群
1 2	医王寺
1 3	寺町筋
1 4	淀媛神社
1 5	鞆公園
1 6	朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内
1 7	対仙酔楼
1 8	磐台寺観音堂（阿伏兎観音）
1 9	鞆の浦鯛しばり網漁法
2 0	福山鞆の浦弁天島花火大会
2 1	お弓神事
2 2	お手火神事
2 3	八朔の馬出し
2 4	秋祭り（渡守神社例祭）
2 5	鞆の津の力石
2 6	保命酒
2 7	鯛料理
2 8	ネブトの唐揚げ
2 9	小魚の練り物

別表 2（第 2 条関係）

内 容	補助率	限度額
(1) 日本遺産の構成文化財として選定された無形民俗文化財の実施に必要な用具等の修理・保全を行う事業	補助対象経費 の 1 / 2	1 件あたり 2 0 万円
(2) 日本遺産の構成文化財として選定された各文化財を広く周知し、歴史・文化や伝統の維持を目的に行われるイベントや行事	〃	〃
(3) 地域学習「研学」から発案された、日本遺産の構成文化財を効果的に発信・活用する事業（※ 学校教育における授業として実施する経費は補助の対象から除く。）	〃	〃
(4) 日本遺産の構成文化財を広く周知・発信するためのパンフレット等（デジタル媒体での発信を含む。）の作成等	〃	1 件あたり 1 0 万円
(5) その他、協議会が交付の目的に適すると判断した事業	別途定める	別途定める

※収益を伴う事業の補助率については、補助対象経費から収益を引いた額の 1 / 2 とする。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

※補助対象経費に補助率を乗じた額に 1 , 0 0 0 円未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。